平成２９年（フ）第１５８号
福島市南町87番地　エトワール福島第２803
債務者　宍戸　浩司
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２９４号
山梨県甲府市朝日３丁目11番40号
債務者　利根川　純
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３１号
兵庫県西宮市上ケ原十番町２番30―633号、前住所兵庫県西宮市門戸荘18番52―404号
債務者　プライムこと　西尾　邦彦
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６０号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番３号
債務者　永松　大介
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番３号
債務者　永松　鈴美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目７番15号　グラシアパトリ302号
債務者　藤田美優紀
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８１号
兵庫県尼崎市大西町１丁目１番３号　ハイツ大西202号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目15番５号
債務者　髙﨑　翔平
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３―204号
債務者　松元千威こと　ＸＵ　ＱＩＡＮＷＥＩ（許千威）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８７号
兵庫県西宮市上鳴尾町３番24号　オリエントハイツ204
債務者　宮川　　尚
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８９１号
福岡市中央区平尾１丁目８番22―305号
債務者　進藤　純孝
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１８号
福岡市西区福重３丁目23番18―301号
債務者　安藤　弘章
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５７号
佐賀市開成１丁目６番111―41号
債務者　木下　沙織
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田797番地47
債務者　内川　順子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
宮城県大崎市古川米倉字中田261番地５
債務者　石垣　芳雄
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
宮城県大崎市古川稲葉１丁目２番24号　ガーデンシティ・Ｉ　102号、従前の住所宮城県大崎市古川江合錦町３丁目１番23号　シティハウス永遠202号
債務者　大坂　徳満
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字油田14番地の６㈲大井エンジニアリング内、住民票上の住所福島県伊達郡川俣町大字東福沢字熊ノ宮23番地の３㈲大井エンジニアリング福島営業所
債務者　赤沼　信義
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで　福島地方裁判所